

静岡県立静岡北特別支援学校南の丘分校 学校いじめ防止基本方針

令和5年4月 改定

1 基本的事項

(1) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」という要件を、限定的に解釈しない。
- いじめの認知は、「学校いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。
- 具体的な「いじめの態様」は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

(2) いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうる。
- 「暴力を伴わないいじめ」（いやがらせやいじわる等）は、多くの生徒が被害にも加害にもなりうるものであり、何度も繰り返されたり、複数ものから集中して行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- 南の丘の生徒については、特に以下のことに留意。

友達との関わりにおいて「嫌な経験をしたことがある」という生徒も少なからずいる。他者からは小さなことに見える事柄でも、以前経験したことを思いだして、つらいと感じるケースが多いということを理解しておかなければならない。また、障害特性から、大きな声で話されると「叱られた」と感じることや、感覚過敏があるために少し触れたときに「叩かれた」と感じることもあるので、その事案があったときの状況や経緯を丁寧にとらえていくことが必要である。

2 いじめへの対応

(1) いじめの防止

重要事項	教育活動全体を通じ取り組む内容
全ての生徒を対象としたいじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。 ○いじめの背景にある「ストレス」等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。 ○全ての生徒が「安心」でき、「自己有用感」や「充実感」を感じられる学校生活をつくる。
心の通う人間関係を構築する能力の育成	○生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育む。
いじめを生まない学校風土の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの問題への取組の重要性について地域住民に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進する。 ○人権研修などにより人権感覚を高め、人権を尊重した適切な支援・指導を行う。

(2) いじめの早期発見

- 大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識。いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わる。
- 積極的にいじめを認知。
- 児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
 - ・生徒用アンケートの実施（学年主任・学部主事による聞き取りという方法も含む）
 - ・保護者からの電話相談窓口の周知（我が子・友達）
 - ・教職員が気になる事案を発見した場合のシステムチックな情報収集
- 地域、家庭と連携して児童生徒を見守る。

【いじめ防止と早期発見の年間計画】

年度当初	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ基本方針の策定と周知 ・生徒の実態把握
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・初期指導（きまり） ・ネット防犯講座
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・法教育（静岡少年鑑別所）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホ・ケータイ安全教室
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修（職員対象）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒アンケート及び聞き取り
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・年5回の定期面談（5月、7月、9月、11月） ・スクールカウンセラー ・いじめ予防授業 ・スクールロイヤー事業 ・電話相談窓口の案内

(3) いじめの発見・通報を受けたときの対応

○発見・通報を受けた時

- ・その場でその行為を止める。
- ・相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保。

○発見・通報を受けた後

- ・教職員は「学校いじめ防止等対策委員会」に直ちに報告する。
- ・当該組織が中心となり、いじめの事実確認を行う。
- ・結果は、校長が学校の設置者に報告。被害・加害生徒の保護者に連絡。

○所轄警察署への相談や通報

- ・指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報、適切に援助を求める。

(4) いじめられた生徒等への支援

○事実関係の聴取

- ・「あなたが悪いのではない」ことを伝えるなど、自尊感情を傷つけない。
- ・生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応。

○保護者への連絡

- ・迅速に保護者に事実関係を伝える。生徒や保護者に対し、「徹底して守り通すこと」「秘密を守ること」を伝え、できる限り不安を除去。
- ・事態の状況に応じ、複数教職員の協力の下、いじめられた生徒の安全を確保。

○支援体制

- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携、寄り添い支える体制をつくる。
- ・安心して学習その他の活動に取り組めるよう、環境確保。
→必要に応じていじめた生徒を別室において指導。
→状況に応じて出席停止制度を活用。

○関係機関との連携

- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・必要に応じて、被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症のケアを行う。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(5) いじめた生徒等への対応

○事実関係の聴取

- ・事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、組織的に、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。

○保護者への連絡

- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する。
- ・以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

○いじめた生徒への指導

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮。また、生徒の個人情報の取扱い等十分に留意して対応。
- ・いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた生徒に対しても、「自分の問題」として捉えさせる。
- 「いじめを止めさせる」ことはできなくても、「誰かに知らせる勇気」を持つよう伝える。
- 同調していた生徒に対しては、いじめに「加担する行為」であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせるようにする。
- 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(7) ネット上のいじめへの対応

- 不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(8) いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。また、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

- いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。

(9) いじめの問題を乗り越えた状態

いじめが解消している状態に至った上で、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されうる。

3 いじめ防止のための組織と連携

「いじめ防止対策推進法」の第22条にもとづき、「いじめ防止等の対策のための組織」を下記のとおり設置する。また、学校による指導が十分に効果を得られない場合は、外部の人材、家庭・地域及び関係機関との連携も行っていく。

委員会名	構成員
学校いじめ防止等対策委員会	校長、副校長、部主事、指導課長、教務課長、学年主任、当該生徒担任
外部の人材との連携	学校運営協議会委員、スクールカウンセラー
家庭・地域との連携	P T A会長、副会長、理事
関係機関との連携	必要に応じて、警察、児童相談所、医療機関、法務局と連携する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき。例えば次のケースが想定される。

- ◇児童生徒が自殺を企図した場合
- ◇身体に重大な傷害を負った場合
- ◇金品等に重大な被害を被った場合
- ◇精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査）

○生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 調査

学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

○学校の設置者・学校の不都合があったとしても事実に向き合う姿勢が重要

A	いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合	いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施。
B	いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合	当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取